

「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書

超高齢化を迎える中で、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっている。厚生労働省が発表した介護人材需給推計では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には37.7万人が不足するとしている。2015年4月の介護報酬改定では、介護職員の低賃金の改善を図るためとして介護職員処遇改善加算が強化された。しかし、同時に基本報酬が引き下げられ、事業者は厳しい事業運営を強いられており、これ以上の処遇改善を事業所に委ねることは困難である。人材不足は地域の介護施策に深刻な影響を与えるため、国の施策として人材確保・離職防止対策を講じる必要がある。

また、介護職場の労働環境も深刻な状況となっており、介護保険施設の人員体制は、法定で利用者3人に対して介護職1人以上となっているが、多くの介護施設では利用者の安全や必要最低限の介護を提供する体制を確保するため、職員を加配している。介護現場では年次有給休暇はもとより、公休すら計画どおりに取得できないという実態が横行しており、法定基準を大幅に引き上げ労働環境の改善を図ることは離職防止を進める上でも重要な課題となっている。

本来、介護施設等の安全・安心な職員体制や介護現場で働く労働者の確保は国の責任で行われるべきであるが、現実には、職員の充実が事業所の努力に委ねられ、処遇改善も利用者・国民の負担に依拠し、更には介護報酬の引下げによって処遇改善や体制確保を不安定にしている。

よって、逗子市議会は国に対し、人材確保・離職防止の実質的な対策、及び安全・安心の介護体制の確立など、介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善を図る対策を講じるよう、次のとおり要望する。

- 1 介護職員をはじめとする、介護現場で働く全ての労働者の処遇改善を図ること。
- 2 介護保険施設の人員配置基準を引き上げ、夜間の人員配置を改善(一人夜勤の解消)すること。
- 3 介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善を図るために、介護報酬の大幅な引き上げを行うとともに、処遇改善についての費用は国費で賄うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月1日